

介護保険課からの報告・連絡事項

岐阜市介護保険課 支援係



目次

事件・事故の報告について

基準緩和型訪問介護サービスについて

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可について

化学物質過敏症について

業務管理体制について

文書の保存期間について

前年度実績が必要な加算について

書式の記載について



事件・事故の報告について

サービス提供中の利用者の事故等での報告の範囲について

- ・ 医療機関を受診または入院した場合
- ・ 事業所以外でも、利用者自身や第三者が事故の起因となる場合
- ・ 利用者の疾病により死亡したと考えられる場合でも、死因に嫌疑の可能性のある場合
- ・ 施設内における事故のほか、送迎、通院、レクレーション中などの施設外の事故も含む

事件・事故の報告についてのお願い

- ・ 事件・事故発生後はメールもしくはFAXにて速やかに報告をしてください
- ・ メール、FAXでの報告が早速にできない場合は、電話にて一報を入れてください
- ・ 毎月、ヒヤリハットなどを見直し、事故等報告すべきものがあれば、その時点で報告書を提出してください

〈第2報について〉

- ・ 事故発生後、1週間以内に第2報の報告を提出してください
- ・ 第2報の報告には、事故防止委員会の議事録等を添付してください

事故、事件の報告について

提出先 介護保険課 支援係

提出方法 メール (kaigo-jigyousyo@city.gifu.gifu.jp) もしくはFAX (058-267-6015)

< 事故・事件発生時の報告事項各様式の掲載場所 >

<https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/kaigo/1004972/1004987.html>

岐阜市トップページ> 健康・福祉> 介護保険> 申請書ダウンロード（介護保険）>
事業所・施設における事故・事件報告の様式等

新型コロナウイルス感染疑い例 報告書
もこちらに掲載をしています

報告対象	報告期限	報告事項
(1) サービス提供中の利用者の事故等 ・死亡・重症	<ul style="list-style-type: none"> ・発生（発見）から24 時間以内に第一報を報告 ・さらに、発生（発見）から1週間以内に第二報を報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式1-1による ・様式1-2による
<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生（発見）から1週間以内に報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式1-3による
(2) 虐待（疑いを含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・発生（発見）から24 時間以内に第一報を報告 ・さらに、発生（発見）から1週間以内に第二報を報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式1-1による ・様式1-2による
(3) 火災 ・消防機関に出動を要請したもの	<ul style="list-style-type: none"> ・発生から24 時間以内に報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式2-1（総括表）による 【死亡及び重症者が発生した場合】 ・様式2-2（個票）による
(4) 入所者等の行方不明	<ul style="list-style-type: none"> ・発生（判明）から24 時間以内に第一報を報告 ・発見時に最終報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式3による
(5) 法人役員・職員の法令違反・不祥事の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・発生（判明）から24 時間以内に第一報を報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・任意様式
(6) 食中毒・感染症（疥癬を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ア 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合 イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> (介護保険課及び高齢福祉課への報告) ・様式4-1による ・様式4-2による ・様式5-1による ・様式5-2による (地域保健課への報告) ・感染症に係る集団発生報告書による
<ul style="list-style-type: none"> ・疥癬 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生（発見）から1週間以内に報告 	<ul style="list-style-type: none"> (介護保険課及び高齢福祉課への報告) ・様式5-1による・様式5-2による
(7) 災害	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式6による
(8) その他、報告が必要と認められる事故・事件の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・任意様式

基準緩和型訪問介護サービスについて

1 サービスの対象者・・・要支援1、要支援2、サービス事業対象者

2 岐阜市の実施方法・・・事業者指定

3 事業所指定のパターン

① 国基準相当サービス等と一体型

⇒ 国基準相当サービス・訪問介護(※)とあわせて事業所指定をする または 訪問介護サービスのみを行う事業所が、訪問介護とあわせて事業所指定をする(介護予防・日常生活支援総合事業に初めて参入する)

② 単独型 ⇒ 基準緩和型訪問介護サービスのみを実施する事業所として事業所指定をする

4 サービス提供のパターン

① 国基準相当サービス等と一体型

国基準相当サービス・訪問介護または訪問介護サービス（以下、「国基準相当サービス等」）の営業時間内に基準緩和型訪問介護サービスを対象者に実施。国基準相当サービス等とあわせ、人員、設備等の基準を満たしサービスを提供する
⇒ 国基準相当サービス等の指定基準を適用する

② 単独型

国基準相当サービス等を提供していない事業所（例：通所介護のみ実施している事業所）で別室、間仕切り、別時間等により事務室等を確保してサービス提供する

国基準相当サービス・訪問介護(※) 令和27年度以前の「介護予防訪問介護」に相当するサービス

基準について ①

人員について

	国基準相当サービス等との一体型	単独型
1 管理者	常勤・専従1名以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	
2 訪問介護員	常勤換算方法で 2.5人以上	2人以上
3 サービス提供責任者	利用者の数が40人またはその端数を増すごとに1人以上（常勤に限る）	1人以上 （常勤に限る。他の職務との兼務可能）

資格要件について

	国基準相当サービス等との一体型	単独型
1 管理者	資格要件なし	
2 訪問介護員	介護福祉士、実務者研修修了者、初任者研修修了者、生活援助従事者研修 等 「 岐阜市が指定する、岐阜市基準緩和型訪問介護サービス従事者育成研修修了者 」	
3 サービス提供責任者	介護福祉士、実務者研修修了者 等 ※岐阜市が指定する、岐阜市基準緩和型訪問介護サービス従事者育成研修の修了者は 不可	

基準について ②

設備について

国基準相当サービス等との一体型	単独型
①事業の運営に必要な広さを有する専用の区画（事務室および相談室） ②サービス提供に必要な設備・備品	
①②について 国基準相当サービス等と実施する場合、共用は可能	

運営について

国基準相当サービス等と同様

- ① 個別サービス計画の作成
- ② 運営規定等の説明・同意
- ③ 提供拒否の禁止
- ④ 従事者の清潔の保持・健康状態の管理
- ⑤ 従事者または従事者であった者の秘密保持
- ⑥ 事故発生時の対応
- ⑦ 廃止・休止の届出と便宜の提供

事業者指定について

令和5年4月1日から新たに基準緩和型訪問介護サービスの指定を受けたい場合

提出期限 令和5年2月28日まで（厳守）

指定申請に係る添付書類を介護保険課支援係に提出
（提出書類は国基準相当サービス等とほぼ同様）

《岐阜市ホームページ掲載箇所》

<https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/kaigo/1004843/1004847.html>

岐阜市ページ > 健康・福祉 > 介護保険 > 介護サービス事業者の方へ > 介護予防・日常生活支援総合事業

3月末までに申請者あてに指定通知書を発送します。

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可について

訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーションや訪問介護等に使用する車両が、訪問先に駐車場所が無いために駐車禁止場所に駐車せざる得ない場合、状況に応じて警察署長の駐車許可を受けることが可能です。

駐車禁止場所における駐車許可の申請について

オンライン申請

警察庁行政手続きサイト (<https://proc.npa.go.jp/portaltop/SP0100.html>) を経由して行ってください。
各警察署にメールしても対応はできません。

(ア) ・ (イ) のいずれかに該当する場合のみ対象（該当しない方は、各警察署窓口でお手続きをお願いします。）

(ア) 過去に許可を受けた申請であって、許可期間が満了していないもののうち

- ・ 許可を受けた期間の変更（例：期間の延長、日時の変更）の申請
- ・ 運転者の追加又は変更の申請
- ・ 車両の諸元・構造・車種が同一のものへの変更の申請

(イ) 許可期間を除き、過去に許可を受けた申請と同一内容の申請

警察署にて申請

岐阜県警察申請届出手続案内・様式ダウンロードサービス (<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/5493.html>)

添付書類：駐車場所図2枚、自動車検査証の写し2枚、その他

提出時期：駐車する日の3日前（行政庁の休日を除く）

提出先：駐車しようとする場所を管轄する警察署の交通課

化学物質過敏症について

化学物質過敏症とは

わずかな化学物質に反応して、身体的または精神的に様々な症状が生じます。原因の化学物質にさらされなくなると、それらの症状が改善したり、治癒したりします。

しかし、原因の化学物質に反応すると、再び同じような症状が生じます。化学物質に反応するかどうかは個人差が大きく同じ化学物質でも発症する人、しない人がいます。

原因となる化学物質

世の中の化学物質のすべてが原因になりえます。身近な化学物質として殺虫剤や農薬を始め整髪剤や香水などの香料、自動車などの廃棄ガスが原因になりやすいと考えられています。

化学物質過敏症の対応と予防について

化学物質過敏症の予防の一つに、原因の化学物質にさらされないようにする方法があります。

香水や柔軟剤などの香りの強いものは使用をしない、または、控えるなどの配慮をお願いいたします。

香料自粛のお願い

～その香りに困っている方がいます～

香水・整髪料・柔軟剤・洗剤・
シャンプー・制汗剤などに含まれる



香料は、アレルギー体質や化学物質過敏症^(※)の方など、人によっては、アレルギー症状や喘息、頭痛、めまいなどを誘発することがありますので、ご配慮くださいますようお願いいたします。



※「化学物質過敏症」をご存知ですか？
ある程度の量の化学物質にさらされるか、微量でも長期繰り返しさらされることで発症するといわれています。
また、いったん過敏症になると、その後極めて微量の化学物質に対しても、頭痛、めまい、気逆や皮膚の症状など、様々な症状があらわれるといわれています。

業務管理体制について

業務管理体制の整備について

介護保険法第115条の32により、介護サービス事業者には、法令順守等の整備が義務付けられています。

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事業所または施設の数に応じ定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を行政機関に届け出る必要があります。

業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届け先

(介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の40 令和3年度4月一部改正)

区分	届出先
全ての事業者等が1の中核市の区域に所在する事業者 ※指定介護事業所に介護療養型医療施設を含む場合は除く（届け先は都道府県知事）	中核市の長
地域密着型サービス（予防を含む）のみを行う事業者であって、事業所等が同一市町村に所在する事業者	市町村長



岐阜市内にのみ事業所がある事業者は、「業務管理体制の届出（第1号様式）」を岐阜市に提出することが必要です。

業務管理体制の一般検査について

岐阜市では、業務管理体制の整備に関する届出内容等を確認するため6年ごとに一般検査を実施します。

一般検査においては、各事業者から岐阜市に「業務管理体制報告書」を提出をすることとしています。

一般検査の対象となる事業者につきましては、岐阜市より個別に通知をいたします。通知を受領しましたら、すみやかな関係書類の提出をお願いいたします。

岐阜市ホームページ 介護サービス業務管理体制

(業務管理体制の届出 (第1号様式)、業務管理体制報告書 掲載)

<https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/kaigo/1004843/1004845.html>

岐阜市ホームページ > 健康・福祉 > 介護保険 > 介護サービス事業者の方へ > 介護サービス事業者業務管理体制

※申請書等に掲載

文書の保存期間について

厚生労働省の定める介護保険の運営基準では、介護給付費請求書・介護給付費明細書（国保連控え）の事業所での保管期間は5年とされており、ケア提供に関する記録書は、介護保険の運営基準では完結の日から2年間とされています。

しかし、岐阜市の介護サービス事業の運営等に関する基準条例により、**利用者に係る記録の保存年数を完結の日から「5年間」**としていますので、厳守していただきますようお願いいたします。

前年度実績が必要な加算について（一部抜粋）

サービス種類	加算の名称	要件
訪問介護	特定事業所加算Ⅰ	介護福祉士等の有資格者の割合、利用者総数に占める重度要介護者の割合
	特定事業所加算Ⅱ	(介護福祉士等の割合要件で算定する場合)介護福祉士等の有資格者の割合
	特定事業所加算Ⅲ、Ⅳ	利用者総数に占める重度要介護者の割合
	特定事業所加算Ⅴ	勤続7年以上の介護職員の割合
訪問看護	サービス提供体制強化加算Ⅰ、Ⅱ	勤続年数7年(Ⅱの場合は3年)以上の職員の割合
通所介護	事業所規模区分	前年度1月当たりの平均利用延人員数が①750人以内(通常規模)②900人以内(大規模型Ⅰ)①②に該当しない事業所(大規模型Ⅱ)
通所介護 地域密着型通所介護	中重度ケア体制加算	要件の一つに前年度又は、前3か月の利用者の数で要介護3～5の人が30%以上
	認知症加算	要件の一つに前年度又は、前3か月の利用者で日常生活に支障をきたすおそれのある症状や行動のある人が20%以上
	サービス提供体制強化加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ	介護福祉士の割合、勤続10年以上の介護福祉士割合、 (Ⅲの場合は介護福祉士割合ではなく次のいずれかを満たしていても算定可能) 常勤職員の割合、勤続7年以上の職員割合
短期入所生活介護	看護体制加算Ⅲ、Ⅳ	利用者総数に占める重度要介護者の割合
	サービス提供体制強化加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ	介護福祉士の割合、勤続10年以上の介護福祉士割合、 (Ⅲの場合は介護福祉士割合ではなく次のいずれかを満たしていても算定可能) 常勤職員の割合、勤続7年以上の職員割合
特定施設入居者生活介護	サービス提供体制強化加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ	介護福祉士の割合、勤続10年以上の介護福祉士割合、 (Ⅲの場合は介護福祉士割合ではなく次のいずれかを満たしていても算定可能) 常勤職員の割合、勤続7年以上の職員割合
居宅介護支援	特定事業所集中減算	前期後期で判定。正当な理由なく、前6か月に作成したケアプランで同一のサービス事業者による提供が80%を超えると1月200単位減算。
	(特定事業所加算)	ケアマネの体制や、研修等が充実している事業所が算定可能(※要件の中に集中減算を適用していないこととあります)

書式の記載について

従業員の兼務体制及び勤務形態一覧表

(年 月分) サービス種類()

事業所・施設名()

職種	勤務形態	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							4週の合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
			月	火	水	木	金	土	日																								
(記載例-1)			①	①	③	②	④	①	④																								
(記載例-2)			ab	ab	ab	cd	de	e	e																								
管理者	B	岐阜太郎	②	②	②	②	②	④	④																					20	5	0.1	
訪問看護員	B	岐阜太郎	③	③	③	③	③	④	④																					140	35	0.9	
訪問看護員	A	岐阜花子	①	①	①	①	①	④	④																					160	40	1	
訪問看護員	A	鶴岡太郎	①	①	①	①	①	④	④																					160	40	1	

兼務する場合は、
行を分けて職種ごとの勤務時間を記載

訪問看護の場合は、訪問看護員の員数は
常勤換算2.5以上であること

備考 1 * 欄には、当該月の曜日を記入してください。
2 申請する事業に係る従業者全員(管理者を含む。)について、4週間分の勤務すべき時間数を記入してください。勤務時間ごとあるいはサービス提供時間単位ごとに区分して番号を付し、その番号を記入してください。
(記載例1-勤務時間 ①8:30~17:30 ②8:30~9:30 ③9:30~17:30 ④休日)

特定事業所集中減算

(訪問介護を例としています)

参考様式2 特定事業所集中減算に係るサービス別判定表

※各サービス（訪問介護、通所介護、福祉用具貸与）ごとに作成をしてください。

判定期間	訪問介護	通所介護	福祉用具貸与	その他	計
令和 2年 3月	35	23	10	8	5
令和 2年 4月	35	23	10	8	5
令和 2年 5月	35	21	9	8	5
令和 2年 6月	36	25	12	8	5
令和 2年 7月	36	25	12	8	5
令和 2年 8月	37	26	12	9	5
計	214	143	65	49	30

訪問介護がある
計画数を記入

すべての計画数
を記入

法人名で記入

143 → [特定事業所] 件
65 → [特定事業所] 件

最も多く計画した件数を記入（この例では株式会社Aの65件）

(居宅介護支援事業所) 特定事業所集中減算に係る判定様式 (届出)

居宅介護支援事業所名	
事業所所在地	
開設法人名	
居宅介護支援事業所番号	
連絡先電話番号	-
当該届出に関する担当者名	
居宅介護支援事業所の通常の実施地域	
判定期間	平成 月 日
全体数	判定期間における総数
判定期間における居宅サービス計画の総数	214 件

すべての計画数の
合計を記入

<記載にあたっての留意事項>

●判定期間は前期は3月1日～8月末日（減算適用期間は10月1日～3月31日）、後期は9月1

判定に係る事項	判定期間における総計
訪問介護が位置付けられた居宅サービス計画数・・・①	143件
訪問介護の紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数・・・②	65件
紹介率最高法人の名称	株式会社 A
紹介率最高法人の住所	岐阜市
計画に位置付けられた紹介率最高法人が行う事業所名(複数)	Aヘルパーステーション
紹介率最高法人の代表者名	
紹介率最高法人の割合 ②/① (%) (自動計算/小数点第2以下切り捨て)	45.4%

法人名・住所を
記入

事業所名を記入

この数字が80%を超えると減算対象となります

サービス提供体制強化加算に関する届出書

サービス提供体制強化加算に関する届出書

通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、
地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護

1 事業所名			
2 異動区分	<input type="checkbox"/> 1 新規	<input type="checkbox"/> 2 変更	<input type="checkbox"/> 3 終了
3 施設種別	<input type="checkbox"/> 1 通所介護	<input type="checkbox"/> 2 （介護予防）通所リハビリテーション	
	<input type="checkbox"/> 3 地域密着型通所介護	<input type="checkbox"/> 3 （介護予防）認知症対応型通所介護	
4 届出項目	<input type="checkbox"/> 1 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		<input type="checkbox"/> 2 サービス提供体制強化加算（Ⅱ）
	<input type="checkbox"/> 3 サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		
5 介護職員等の状況			
(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）			
介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が70%以上		有 ・ 無
	① 介護職員の総数（常勤換算）	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>
	又は		
	①に占める③の割合が25%以上		
	③ ①のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の総数（常勤換算）	人	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>

常勤換算数で記載を
してください

様式第6号（第5条関係）

変更届出書（居宅サービス等用）

変更年月日から10日以内に提出をしてください

変更届出書

令和 5年 1月 10日

（あて先）岐阜市長

名称 株式会社 ○○○
代表者の氏名 代表取締役 △△ △△

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

	介護保険事業所番号	2	1	7	0	1	1	1	1	1	1
指定内容を変更した事業所（施設）	名称	○○デイサービス									
	所在地	岐阜市									
サービスの種類		通所介護 <u>通所介護相当サービス</u>									
変更年月日		令和5年1月1日									
変更があった事項（該当する欄に○を記入）		変更の									

総合事業は別途様式があるため、まとめたの記載はしないでください。

介護予防・日常生活支援総合事業 書式掲載

<https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/kaigo/1004972/1004974/1016072.html>

岐阜市ホームページ > 健康・福祉 > 介護保険 > 申請書ダウンロード（介護保険） > 介護事業所・施設の指定等に関する様式 > 介護予防・日常生活支援総合事業の事業者

岐阜市社会福祉施設等対策支援補助金

提出期限：令和5年2月28日(火)

〈岐阜市ホームページ〉

<https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/kaigo/1004843/1019516.html>

岐阜市トップページ> 健康・福祉> 介護保険> 介護サービス事業者の方へ



ご清聴ありがとうございました

